

石炭鑛夫労働状態の変遷

菊池, 勇夫
九州帝国大学法文学部教授

<https://doi.org/10.15017/14513>

出版情報 : 法政研究. 2 (1), pp.145-210, 1931-12-30. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

石炭鑛夫労働状態の變遷

菊池勇夫

はしがき

一 概説

二 鑛夫の員數及び細別

三 鑛夫の雇傭及び統轄

四 労働時間

はしがき

この一文は本誌の前號に掲載したる『炭鑛鑛夫労働契約序論』の第三章として執筆したもの、一部分である。第二章「石炭鑛業の發展と鑛夫労働状態の變遷」の全体の内容は次の如くである。

第一節 明治維新前の石炭採掘

第二節 明治維新後の石炭鑛業

石炭鑛夫労働状態の變遷 (第二卷第一號)

(A 一四五)

三

第二項 第一期 (明治初年より明治二十五、六年頃迄)

第二項 第二期 (明治二十五、六年頃より大正初頭迄)

第三項 第三期 (世界大戦勃發以後)

第三節 鑛夫労働状態の變遷

第一項 就業及び雇傭

一 * 鑛夫の員數及び細別

二 * 鑛夫の雇傭及び統轄

第二項 労働條件

一 * 労働時間

二 賃金

第三項 變災及び疾病

第四項 居住状態

第五項 組織運動

しかしながら、本誌の編輯の都合上右全文の掲載をゆるされないの、*印の部分のみを抜いて取纏めたものである。ゆえに以下の記述は他の部分との關聯に於て爲されたものであるから、いきほひ斷片的たるを免かれ難い。

一 概 説

『日本鑛業誌』は、明治四十四年に東京鑛山監督署に於て、「日英博覽會の開催を機とし本邦鑛業の沿革及現状

を海外に紹介するの目的を以て編纂したる英文 Mining in Japan, Past and Present. を翻譯したるもの」であるが、その「勞働者の状態」なる項には次の如く述べられて居る。

「坑夫間の状態を見るに彼等相互間には古來特殊の慣例ありて採掘に關し若年者の稼業充分發達したりと認められたるときは親分並に兄弟分を選定しその面前に於て莊嚴なる儀式を行ひ服従を宣誓し以て坑夫に昇進し坑夫名簿に記入せらるる故に親分の命令には必ず服従せざるべからざる状態にあり。各鑛山にある坑夫の親分なるものは相互間に親密なる聯絡を有し居るを以て一坑夫が雇入を求め又は他の事情の爲に一鑛山より他の鑛山に至る場合には其鑛山の親分に告ぐるに彼は自己の親分の名を以てすれば親切なる取扱を受くるのみならず其就職に關して少なからず助力を得、他鑛山に移る場合の知きは旅費に充つる爲金錢の惠與をうくる事を常とす。如斯特別なる友愛の精神一般坑夫間に存在するが故に之を利用するときは坑夫をして悦服せしむる事難からず。上述の如く坑夫間の關係親密なる結果として却て之を濫用し彼の外國に於て見聞する所の同盟罷工を企て鑛山主を惱ますことなきやを憂ふるものあるも是唯杞憂に過ぎずして實際に於て坑夫同盟罷工の原因とされるものは殆んぎ之なし。之れ實に坑夫が其愛すべき天性を有する且つ鑛山主が坑夫待遇に留意するに歸せざるべからず。

上來述るが如く坑夫の道義心が比較的進歩せる所以に就て講究するに蓋し封建時代に於る武士道より順致したるものなるが如し。彼の戰國時代に於て戰敗して主君を失ひたるもの又は二君に仕へざる武士中には往々遠隔なる山間に逃避し鑛床を發見し且つ之を稼行して自活の道を立つるに至れるもの多し。今其一例を示さん以小西行長の關ヶ原に敗る、や其遺臣出羽に走り遂に院内鑛山の鑛床を發見したる如き是なり如斯鑛山は彼等の子々孫々によりて稼行せられ其地の住民も亦此等の武士又は其子孫によりて漸次武士的氣風を薰陶せられたるのみならず徳川幕府時代に於ては山師は武士と同様の待遇を受けるが如き亦武士道的徳義心の養成に與りて力ありたるもの之云はざるべからず然れども時世の變遷に従ひ斯かる武士氣質は衰頽するに至れるも尙坑夫の腦裡に多少の武士氣質殘存せるが如し。」(『日本鑛業誌』、五五——六頁)

右の引用文によつて、明治末年、即ち世界大戰の直前迄、わが國の鑛夫社會が別天地を形成し、そこには封建的遺習を堅く保守する一面の存したこゝが示される。しかしながら、かくの如き一面は云ふ迄もなく滅亡して行く、否殆んぎ一般鑛山勞働者の實生活に對して無力化した古い傳統の名殘に過ぎなかつた。しかも日本鑛業界の産業革命による躍進的發展を叙した筆を以て、殊更にかゝる鑛夫の保守的一面をこゝり擧げた編纂者には意識的或ひは無意識的になした現實曲庇の態度を見ざるを得ない。少くもわれらは次の二點の謬りを指摘出来るこゝ考へ

る。

(I) 坑夫仲間の採用儀式を有力視したこゝ。坑夫の採用に特別の儀式の存したこゝは、坑夫勞働に特殊の熟練を要するものに見做された時代の事情に基づく。すなはち金屬、特に貴金屬が鑛業の對象であり、採鑛技術が秘法として傳授せられた、産業革命以前の風習である。したがつて、鑛業の中心が貴金屬を去り、特に石炭鑛業が斷然首位を占め、採鑛技術は近代科學によつて合理的に發達して鑛夫數二十二萬八千五十八人（明治四十四年調、内、石炭山就業人員、一四五、五一八人）に達した時期に於ては封建的風習が有力な制度たり得ないこと當然であらう。⁽¹⁾⁽²⁾

(II) 山師と坑夫を同一視して居るこゝ。封建的遺習の殘存を認むる場合に於ても、山師と坑夫との身分的差異を混同するこゝは出來ない。「山師は武士」として待遇せられたが、彼等は或ひは山相を下して鑛脈を發見し或ひは鑛業の經營に與かる者であつて、後年俗に鑛業家を「山師」と稱したのは正當な通用であつた。⁽³⁾しかるに坑夫は古くから最も下賤な苦役とされたものであつて、たゞひ封建時代に山師の武士的奉公關係の影響により坑夫の身分關係に奉公的色彩を與へられたにしても、決してかれらは苦役勞働者としての賤視から解放されたものではなかつた。⁽⁴⁾したがつて坑夫仲間に特殊的に發達した仁義の氣風は、「武士的氣質の殘存」ではなく、むしろ

封建時代の獨占的職業仲間に發達した同業組合的職人氣質の殘存を解すべきであらう。⁽⁵⁾

われらが問題とする労働者の状態は他の新たな一面である。今日鑛山労働者が近代労働者階級の一部隊たる自覺に於て立ち上がつて居ることは何人も認むる處であるが、こうした質的轉化にはそれに先立つて長い間に亘る徐々たる變化が行なはれて居た。こゝには石炭鑛業の發展に伴なつて炭鑛夫の労働状態に生じた變遷を辿るこゝによつて、その新たな一面の量的増大を見ようとするのである。

1 「我が鑛業の内容を見るに、由來、その七割内外から八割は常に石炭及び銅の二者に由つて占められ、殘りの二三割前後が、金、銀、石油、鐵、硫黃等々の各種の鑛産合計の占むるところである。我が鑛業の發達の殆んど全部が、石炭、銅二業に依存してゐることを伺ひ得るであらう。……その中、石炭は益々重大位置を占むる傾向にあつて、例へば日清戰前に於ては三十七・八%なりしものが歐洲戰後は六、七十%に増大してゐる。」高橋龜吉、『明治大正産業發達史』、四四〇頁。

2 明治の末年に於ても、美濃の畑佐銀山その他には「箱元」と稱せられる制度が行なはれて居た。今銀山は明治四十三年末における従業鑛夫男女併せて僅かに百八十九名の小鑛山であつた。

「坑夫の交際機關とも言ふべきものにして、役員として其中より大當番四人、眼月當番一人を選び、前者中の二名は諸帳簿及金錢收納の事務を管理し、他二名は坑夫間に於ける凡ての出來事を處理す。眼月當番は大當番の指揮に依りて雜務に従ふ(役員の多少は各分山の大小に依りて異なる)。坑夫として傭人を受けたる者は、箱元に依りて取立を受け、免狀を授與せられ、茲に一人

前の坑夫となる。尤も此取立を受けざる間も雖も坑夫の仕事に従事するものもあるも、之は一般に隧道と呼ばれ坑夫間の交際を許さず。又坑夫と呼ばるることを禁ぜり。

取立は次の立會人に依りて免狀を交付す。

(一) 隣山立會 隣山箱元へ對し立會を求むることを要し、隣山箱元は取立執行期日に自己の費用にて來山して立會ふものとす
(二) 浪人立會 現に従業する鑛山なき坑夫を浪人と呼び、取立に際しては亦之が立會を要す。行路に浪人を見出す時は、當山箱元の費用を以て取立の日迄之を引止め置くものとす。

(三) 飯場立會 各飯場の立會を要す。

(四) 中老立會 當山古參者(二箇年以上當山に坑夫たるもの)の立會を要す。

以上の立會人は悉く免狀に署名するものとす。

右は普通取立にして此外地方取立あり。當該鑛山に於てのみ之を行ひ、其一山に於ける坑夫間のみ交際し得るものとす。但し七箇年繼續する時は一般に通ずるものとすし、其間に職業を變更するときは取立は効を失ふ。取立は之を受くる者の生じたる度毎に爲すにあらず。費用節約の爲め二年又は三年後數名同時に行ふ。此場合には鑛山より取立費補助金として、被取立人員に應じ一人に付五十錢乃至一圓つゝを支給し、又被取立人は金三圓を取立料として箱元へ徴せらるゝ定めなり。」「鑛夫調査概要」、一〇三―四頁。

3 山師が武士としての待遇を興へられたことに就ては、『山例五十三ヶ條』に「山師金鑿職分之輩者野武士之格式與被仰付候云々」(「足尾鑛山舊記御定法」、水谷嘉吉、『日本鑛業法論』、三七頁所掲)とあり、『御山法之事』中にも「格式之事 一、

石炭鑛夫勞働狀態の變遷 (第二卷第一號)

(A 一五二)

山先其身一代苗字帶刀へ不申及乘馬狹箱御免 一、小師苗字帶刀御免 一、山廻子右同斷 一、御公儀様ヨリ山先之者ニ屢繡料被下置候筈其外諸役人始金山師相對可致事」(「銅山受負書記備中小泉銅山山法々條」、水谷、前掲書、四二頁所掲)と記されて居る。又「石見銀山舊記」中、「銀山町方山方役名之事」の項にも「二、都而山師共苗字旅帶刀之儀御免被仰付候趣は、御證文等は無御座候へども、前條に相記候安原備中を始として、其外渡邊備後・松原越中・木原土佐・熊谷清右衛門・原如閑と申重立の者共より引續、其外も所相續の者ども故、銀山願筋にて江戸表へ罷出候節、並佐州奥州野州丹州並近國ども、是迄金銀山御用に付罷越候節、旅帶刀仕來申候」(改造社版『近世社會經濟叢書』、第八卷、二九四頁)とある。

山師が鑛山の經營者であつたことに就ては、『佐渡金山舊記』に基づき「問歩を所領する者を山師又は山主といひ、山師の配下に屬し敷を預る者を金子といふ」と『日本百科大辭典』(第二卷、八八九頁、上段、かなやま【金山】の項)に記され、『石見銀山舊記』の「往古より掟山方取扱」の項にも「一、山師所持の間歩の内より、他の間歩内へ拔鐘所鐘一向無之候得共、我山に仕候儀拔候而五日之内に山主注進に於ては山主へ可申付候。日限遲に於ては取明候者に可遣、並に柄山を取候時双方より立會拔候はゞ、柄山出候分は其分裁判可仕候事」とあり(前掲書、二二七頁)。「銀山稼入用御下け金並に拜借」の項は「御專請山師共相願候爲」、「山師共相願」、「銀山師困窮仕、御救拜借相願」、「銀山支配の役人から米、銀等を拜借被仰付の記載である(前掲書、二二八頁以下)。この山師の經營に就て教へたものは佐藤信淵著「坑場法律」であつて、「何れの國の坑場にも憲法を建て治めざるはなげれども、各々に同じからざるに可有て、其法の時を極め善を盡せるに非ざれば、或は人夫等其山に永住することを樂まず、離散すること多く、或は人夫等其業を怠惰して貧に迫り種々の悪事を爲し、或は放蕩亡賴にして、喧嘩争鬪頻りに起て山内常に騒動し、或は山主に損毛甚だ多くして財用の給ざるに困み、或は人夫等山主の少恩なるを恨みて、黨を結び一揆を企

て、奈んともすべからざるの訴訟等⁴を起し、或は山主に損毛を懼んことを欲して、山を崩し水を溢らして莫大なる普請なごを起し、終には其業を爲すことも能はずして廢山に及ぶご往々に在ることなり云々」、⁴「又我が祖父不時軒翁夙より坑場の盛衰は悉皆人夫共の和樂して其山に水く住せんごを希ふご、和樂せずして其山を早く去らんごを欲するに在るごを悟り、羽州松岡山を開發する時に此の十七條の憲法を作り、坑夫等を撫御するの術に於て善を盡し妙を極めたり云々」と序文に記して居る（中外商業新報社版、『日本産業資料大系』、第四卷、三三八頁）。なほ「諸商人世帯氣實」の「金山師の三百兩の手形一枚」に關するくたりも、山師の經營者たるごの一面を證するものと見られる（金田平一郎、『徳川時代に於ける債權及び債務の移轉』、本誌、第一卷第一號、A、三二頁の引用に據る）。

山師は山主たる經營者よりも廣汎圍の者に通用せられたごは「石見銀山舊記」中、「慶長年中より御奉行御代官名前並當時諸扶持人名前其外山師役名⁵の事」の項によつても知られる（前掲書、二八三頁以下）。然しその下級の者ご雖も純然たる坑夫ごは明瞭に區別されて居た。元和三年七月十九日町中法度書五ヶ條中の第四條に「一、山師、商人諸細工、大工、ほりご、石はたき、板取等の外宿致間敷事」（水谷、前掲書、四〇頁より引用）と記されて居るのも兩者の差別を示す一例と見られる。因みに、左藤信淵著『坑場法律』、下卷には山師を山主ご區別して、木山師のみに用いて居る。「山主たる者は勝れたる山師を持されは叶はざるごを知るべし、山師ごは即ち山子の老練して能く木の性ご位ご値段ごを知り、且つ運送する地の利を知り、運送する人夫の數ご諸雜費の勘定ごを積りて、材木を伐出すの損徳すること、山相家の諸金山を相するに神靈あるが如き人に同く、能く材木山の諸勘定を測量して詳かに利害を前知する山子の老先生を云ふ云々」（前掲書、三九三頁）。

⁴ 坑夫に關しては『日本百科大辭典』の前掲「かなやま」の項に、「坑内の勞働者を總稱して穿子ごいひ、其他手傳穿子、丁場

穿子、鑛通穿子、輔指穿子、水替穿子等の稱あり」と記され、「石見銀山舊記」中、「銀山塚方取扱」の項には、「掘子。手子。柄山負。間歩内は式内と相唱へ出入を相改申候。但連所又は寸法切と申、鍊無之場所をも穿ち候者を掘子又銀掘と申候。右に付濟候て掘出し候鍊並に柄山跡へ取直し岡へ鑛子先懸に出、次に參り候掘子呼に出候を手子と申候。尤十歳前後の子供を遣り申候。且柄山負と申は、右掘出し候土石を明りへ負出申候。但岡を當所にては明りと相唱へ申候云々」(前掲書、二〇二頁)とある。

坑夫の社會的地位を示すものは、その出身であつて、佐藤信淵著『坑場法律』に「最初は僅か二十七人にて掘削しかども、三四年を経るの間に人夫の群り集る。こゝ男女凡そ七八百人に及び云々」とあるが如く近在の百姓及び脱落者、罪人等の集合であつた。したがつて、これらの人夫即ち鑛夫・炭燒・輔夫等は大工・鍛冶・杣木引・左官・桶土の如き諸職人よりも一段卑く扱はれて居る。『石見銀山舊記』中にも坑夫の出身を示す「在方村々より參候柄山負」なる記述がある(前掲書、二九五頁)。

坑夫が苦役勞働たることは東西の歴史に見えるが徳川時代に於ても佐渡金山送りを以て徒刑の一方ととし、更に鑛山役夫が其地に於て犯罪せる場合には數回追込と云ふ坑内に閉ぢこめる刑を以てした。右の如き「佐州江水替人足ニ差遣」處刑の事例に就ては水谷氏、前掲書、四二―四頁の引用參照。

5 前掲、註2の「箱元」の制度の如きはこの解釋を暗示するものと云ひ得るであらう。

石炭鑛夫の勞働状態を知るべき一般的資料は、明治の前半即ち石炭鑛業發展の第一期に關して見出されない。

又新業が一大躍進を遂げた明治中期に關しても、全國的には農商務省鑛山局編『鑛山發達史』(明治三三年)中

に散在する記述を拾ひ得るだけである。しかし幸ひに高野江基太郎著『筑豊炭礦誌、附、三池炭礦誌』（明治三一年）によつて九州炭田に於ける勞働狀態を審らかにすることが出来る。

明治末年、即ち第二期の後半に關する資料としては、明治四十三年、農商務省鑛山局の調査にかゝる『鑛夫調査概要』（大正二年）があり、高野江基太郎著『日本炭礦誌』（明治四一年）及び全書の増訂再版（明治四十四年）がある。最近の時期に關しては、年々鑛山局から出される『本邦鑛業の趨勢』がある上に、非公刊物ではあるけれども内務省社會局で印刷に附した『鑛業勞働事情に關する調査』（昭和三年二月）及び同局勞働部の勞働保護資料第三十六輯『我國に於ける勞働時間の概況』（昭和六年三月）がある。なほ九州地方に關しては福岡地方職業紹介事務局の印刷物に『筑豊炭鑛勞働者出身調査』（昭和三年十二月）及び『坑夫雇傭狀態に關する調査』（昭和四年二月）がある。以下の記述は主としてこれらの諸資料に據るものである。

(1) 『鑛山發達史』……此の書は、明治三十三年のバリーに於ける萬國博覽會に出陳する爲、わが國の鑛山中著名なるもの、沿革及び現狀に關する報告を鑛山局で編纂したものである。總論的部分が記述されて居らぬため斷片的な資料たるを免かれ難い。

(2) 『筑豊炭礦誌、附三池炭礦誌』……此の書の内容は著者が明治三十年七月以來各坑の巡遊を行ひ、當時の「門司新報」に連載して翌二十一年二月中旬完了したものである。調査は詳細で、且つ各坑に就き調査年月日を記し正確を期して居る。又總論的記

述に二百頁を割いて居る。明治三十年に於ける筑豊四郡の出炭額は二、七二〇吨、之を全國産炭額五、三三〇吨に對比すれば五二%に當る。

- (3) 『日本炭礦誌』及び『増訂日本炭礦誌』……著者高野江氏は「筑豊石炭鑛業組合月報」の編輯者となつてから執筆したもので前著『筑豊炭礦誌』から十年後の明治四十二年に、明治三十九年末の現状に於て全國的資料を蒐集して居る。増訂版は明治四十二年分の資料を整理して行つたものである。此の書は總論の記述も詳細を極め、特に鑛夫に關する部分は農商務省鑛山局調査の「鑛夫待遇事例」、**「鑛夫労働事情」**に據つて居る。

- (4) 『鑛夫調査概要』……農商務省鑛山局に於て、明治四十三年十二月末日現在の報告資料を整理したもので、最も重要な調査書である。同年末現在の鑛夫總數は二十三萬八千六百九十一人(内石炭山、十四萬五千二百五人)であつたが、調査は特に重要鑛山に就て爲され、その鑛夫數は十九萬五千三百人即ち總鑛夫の約八割二分に當る(内石炭山十二萬六千三百八十八人)。

- (5) 『本邦鑛業ノ趨勢』……此の書に於ては、各年度に於ける六月末日現在の數字を掲げて居る。又、鑛夫に關する資料は大正五年以後に於て詳細となつたからそれ以前に就ては參考すべきものが少ない。

- (6) 『鑛業労働事情ニ關スル調査』……女子及年少者の深夜業禁止問題、女子及年少者坑内労働禁止問題及び一般鑛夫の坑内就業時間制限問題を立法化する準備の爲、社會局に於て行つた調査を「未定稿」の形式で印刷したものである。右の諸問題に關する周密なる統計表を附録として掲載して居る。(鑛夫の就業時間調査は大正十五年十月五日現在の報告を取纏めて集計した)。

- (7) 『我國ニ於ケル労働時間ノ概況』……内務省社會局労働部が「労働保護資料第三十六輯」として出したものであるが、特にその中の「第一、石炭山ニ於ケル坑内労働時間ノ概況」に於て、「改正鑛夫勞役扶助規則」の昭和五年九月一日より施行せられた

前後の状況を報告して居る。

(8) 『筑豊炭鑛労働者出身地調査』……福岡地方職業紹介事務局に於て昭和三年七月、筑豊地方著名炭山に調査票を配布し、五十九ヶ所六萬三千六百四十六人の實數調査を集計したものである。

(9) 『坑夫雇傭状態に關する調査』……福岡地方職業紹介事務局調査の「坑夫雇傭状態に關する調査」の外に福岡鑛山監督局調査の「福岡、佐賀、長崎縣下に於ける募集狀況調査」なる資料を含む。第一の方は、先に調査した『筑豊炭山労働事情』を補ふ意味を以て行はれたもので、第二の方は三縣下に於ける準重要以上の石炭山に對し其鑛夫募集方法、區域並手數料及大正八年以降十年に至る三ヶ年間に支出したる募集費を調査し、且大正十年下半年中に雇入れたる鑛夫の前稼働地を併せて報告を求め、福岡縣下六十七山（三池を除く）佐賀縣下十三山、長崎縣下十二山より回答を得て集計説明したものである。

(10) 直接利用し得なかつた資料としては、前記の、農商務省鑛山局編『鑛夫待遇事例』、『鑛夫労働事情』及び福岡地方職業紹介事務局編『筑豊炭山労働事情』等の名を挙げねばならない。

二 鑛夫の員數及び細別

總員數 炭鑛夫の員數及びその一ヶ年勞役延人員數は、明治三十二年以後示されて居る。次の第一表の如く明治三十二年、六萬九百六十四人であつたのが逐年増加して明治四十二年に十五萬二千五百十五人となり明治年間における最高數を示した。其後一兩年減少したが大正に入つてから又増加に向ひ世界大戰直後の大正八年には

三十四萬八千二百四十人の多數となつた。しかし翌九年からの不況期に再び減少して十一年には二十四萬九千二百二人に激減、一時回復を示したが又十五年(昭和元年)以後は二十三萬臺となり、今回の世界恐慌の結果更に昭和五年には二十萬臺に減少した。

第一表 石炭山鑛夫人員及勞役延人員累年比較*

年次	鑛夫數	延工數	
		單位千人	單位千人
明治 三二	六〇、九六四	二六、五四〇	八二、二五
三五	七八、八九四	一九、九八八	六〇、〇三
三八	七九、五〇五	一九、三三二	五七、四三
四一	二六、九九九	三四、〇六九	五七、九九
四四	一四、四二二	三六、一〇六	六〇、二五
大正 三	一八、三三七	四四、一〇七	五三、六八
六	二五、一四四	五七、六八〇	五三、六八
大正 九	三四、八三三		八二、二五
一二	二八、七二		六〇、〇三
一五	三三、〇四四		五七、四三
昭和 二	三九、一六七		五七、九九
三	三七、九〇〇		六〇、二五
四	三八、七六		五三、六八
五			五三、六八

*大正十五年迄の分は「日本經濟統計總觀」、九六五頁より轉載。昭和年間の分は直接「本邦鑛業ノ趨勢」に據る。(但、昭和二年及び三年の延工數は福岡鑛山監督局より通報を得たるもの)

躰性別 明治三十年頃に於ける男女坑内夫の割合は、筑豊に於ては男七、女三、の比が最も多く、男八、女二の比は往々存し、男六、女四の比は甚だ稀であつた。（『筑豊炭礦誌』参照）

明治四十三年末には、全國石炭山就業鑛夫中男女の割合は男七割四分弱、女二割六分強で、之を特に切羽に於ける坑夫（先山）に就て見れば女一割強、手子（後山）に就て見れば女六割二分強を占めて居る。

第二表 明治四十三年末現在男女鑛夫實數及其割合*

種 類	躰 性		男		女		計	
	實 數	割 合	實 數	割 合	實 數	割 合		
坑 夫（先 山）	四五,〇三〇	八九	五,六七三	二	五〇,七〇三	一〇〇		
手 子（後 山）	一一,四三九	三八	一八,八三九	三三	三〇,二六八	一〇〇		
鑛夫全員（坑内外ヲ含ム）	一〇六,四六九	七四	三七,九一五	三六	一四四,三〇五	一〇〇		

* 『鑛夫調査概要』二頁の實數により算出。

鑛夫勞役扶助規則の制定後（大正五年八月三日公布 九月一日施行）女子は保護鑛夫（就業時間制限深夜業禁止、就業場所制限

等）ミされた。更に昭和三年に於ける前記規則の改正後は一般に女子の坑内勞働を禁止されたが、その施行は三

年間延期され昭和六年九月一日から實施された。最近に於ける女子坑内夫の就業狀況は次の第三表で知られる。

第三表 女子坑内夫實數及男女全員ニ對スル割合*

年次	種 類						計	全坑内夫ニ對スル割合
	採炭夫	支柱夫	後山(手子)	雜夫	ソノ他			
大正五年	—	—	—	—	—	—	三六、二〇〇	二六
大正八年	五、五二六	三、九六八	五三、〇三三	五、三二〇	一、一六九	—	六七、八六六	二七
大正十二年	三、三六〇	一、九七七	四四、九一六	四、〇三六	六〇七	—	五四、八九八	二七
大正十四年	三	一五三	四、六三七	三、六二七	三五三	—	四六、〇七三	二五
昭和三年	—	二二	三五、六七四	一、八一三	二二二	—	三七、七〇〇	三
昭和四年	二	一〇六	三一、一八六	一、五三四	一五九	—	三三、九七七	一九

*『本邦鑛業ノ趨勢』に據り作成。大正十一年度を採らず大正十二年度の數字を掲げたのは、大正十一年度『趨勢』が翌年の關東大震災の結果發行されなかつたことに因る。

年齢別 明治四十三年末調によれば十二歳未満の者が、坑夫(先山)に男九名、女三名、手子(後山)に男十名、女四名、選鑛夫に男四名、女三名、雜夫その他に男一名、合計三十四名従業して居た。大正五年九月一日以後、「鑛夫勞役扶助規則」が實施されて十二歳未満の者の就業が禁止され、(但し此規則施行前より十歳以上の者

昭和四年	昭和三年				大正十四年				大正十二年			
	坑内	坑外	計	合計	坑内	坑外	計	合計	坑内	坑外	計	合計
(1) 十四才未満就業禁止ノ「工業労働者最低年齢法」ハ大正十五年七月一日ヨリ實施 (2) 十六才未満保護礦夫トスル大正十五年改正規定猶豫期間ハ昭和四年六月末ヲ以テ滿了	一、二五	八四六	二、〇六一	四、〇五〇	一、二五	八四六	二、〇六一	四、〇五〇	一、二五	八四六	二、〇六一	四、〇五〇
	一、二五	八四六	二、〇六一	四、〇五〇	一、二五	八四六	二、〇六一	四、〇五〇	一、二五	八四六	二、〇六一	四、〇五〇
合計	一、二五	八四六	二、〇六一	四、〇五〇	一、二五	八四六	二、〇六一	四、〇五〇	一、二五	八四六	二、〇六一	四、〇五〇

*「本邦鑛業ノ趨勢」に據つて作成。

業務別 炭礦労働者の業務は大別して坑内と坑外の二となり、これら全體の稼働者を汎稱する場合には、礦夫なる文字を使用する。右のうち炭礦労働者として労働状態に於ても、雇傭方法に於ても特色があるのは坑内夫であつてその總稱として坑夫なる文字が慣用される。しかし坑夫なる名稱は更に狹義に切羽の労働者に就て、或は特に坑内探炭夫のみに就て使用される場合が少くない。以下に於て坑夫なる文字は之を廣義に使用し、狹義に使

用する場合には採炭夫若くは先山に注意を附する。

鑛夫の分業は炭鑛技術の發展の過程に於て種々變化があり、その名稱も時期や地方によつて一様でなかつた。明治三十年頃の筑豊炭鑛に於ける、坑内夫の業務別は次の如くであつた。

坑夫（狹義）——採炭、運搬の勞働に従事する者。

棹取——運炭坑道よりその本坑道即ち本卸に廻送すべき炭函を送迎する者。

函押——運炭坑道にあつて炭函を推送する者。

耳缺——運炭坑道の兩壁を削つて平坦にする者。

跡檢——運炭坑道開さくの跡を檢査する者。

盤打——跡檢の後に従ひ坑道の地均しをする者。

ポンプ方——坑内の排水を行ふ者。

右の外、鐵工、木工等がある。

明治末年には、鑛山局に於て、坑夫（先山）支柱夫、手子、選鑛夫、坑内運搬夫、坑外運搬夫、工作夫、機械夫、雜夫其他に分類し、最近は坑内夫を採炭夫、支柱夫、後山、運搬夫、機械夫、工作夫、雜夫に、坑外夫を

採炭夫 (但、福岡鑛山監督局管内以外にはない) 選炭夫、運搬夫、機械夫、工作夫、雜夫に區別して居る。

こゝに各業務別による變化をたづねることは困難であるから、坑内夫と坑外夫との總括的實數及び兩者の比率を求むれば次の第五表の如くである。

第五表 坑内、外夫實數及比率*

年次種類	坑内	割合	坑		割合
			内	外	
大正五年	一四六、八〇	二・九	五、〇三七	—	
大正八年	三五、三八	二・四	九、七三三	—	
大正十一年	一八〇、八九三	二・七	六八、二九	—	
大正十四年	一八五、六九九	二・八	六七、一九	—	
昭和三年	一七七、一八五	二・九	六〇、七〇五	—	
昭和四年	一七〇、一三七	二・九	五八、六三四	—	

* 『本邦鑛業ノ趨勢』の實數により算出。

三 鑛夫の雇傭及び統轄

鑛夫の異動 鑛山労働者の異動は工場労働者のそれに比して著しく高率である。昭和三年頃の職工移動調並に鑛夫異動調に就て見れば、前者が百人に就き四人乃至五人の場合、後者は百人に就き九人乃至十五人になつて居る。こりわけ異動の烈しいのは採炭夫、支柱夫、後山を含む坑内夫である。次の第六表はこれを示す。

第六表 長崎縣下三炭礦並官營炭鑛鑛夫異動調*

(昭和三年中)

A		B	
崎戸鑛業所……鑛夫總數 六,七三		松島鑛業所……鑛夫總數 三,一〇六	
坑内夫 三,七三	坑内夫 二,三五	坑内夫 二,三五	坑内夫 二,三五
坑外夫 三,〇〇	坑外夫 三,〇〇	坑外夫 八三	坑外夫 八三
解雇	解雇	解雇	解雇
坑内夫 計 六,七三	坑内夫 計 六,七三	坑内夫 計 三,一〇六	坑内夫 計 三,一〇六
坑外夫 計 三,〇〇	坑外夫 計 三,〇〇	坑外夫 計 八三	坑外夫 計 八三
入	入	入	入
坑内夫 計 三,七三	坑内夫 計 三,七三	坑内夫 計 二,三五	坑内夫 計 二,三五
坑外夫 計 三,〇〇	坑外夫 計 三,〇〇	坑外夫 計 八三	坑外夫 計 八三
以上合計 六,七三	以上合計 六,七三	以上合計 三,一〇六	以上合計 三,一〇六
鑛夫總數に對する割合 一七五%	鑛夫總數に對する割合 一七五%	鑛夫總數に對する割合 八八%	鑛夫總數に對する割合 八八%
(月平均 一七五%)	(月平均 一七五%)	(月平均 八八%)	(月平均 八八%)

C 高島鑛業所……鑛夫總數 三,三六

坑内夫 一,五九二
坑外夫 三〇四

解 雇

雇 入

以上合計

鑛夫總數に對する割合

一,三〇元

一,一三三

二,四三三

(月平均 九%)

D 新原海軍炭坑……鑛夫總數 三,七三三

解 雇

雇 入

以上合計

鑛夫總數に對する割合

八三三

六七七

一,五〇〇

(月平均 四%)

E 製鐵所二瀬炭坑……鑛夫總數 二〇,〇元

解 雇

雇 入

以上合計

鑛夫總數に對する割合

四,四七六

四,五九元

九,〇六五

(月平均 八%)

* 『坑夫雇傭狀態に關する調査』、一六一九頁による

鑛夫の勤續

鑛夫の異動の激しいこゝを裏書するのは、かれらの勤續年數の極めて短い事である。さりわけ

坑内夫に於ては一年未滿の新坑夫が最大の割合を占め、炭坑によつてはその數七割に及ぶ例もある。

第七表 明治四十三年末に於ける炭鑛夫勤續割合* (百分率)

B 坑	一年未滿	一一二	二一三	三一四	四一五	五一七	七一九	九一二	二一三	三一五	一五一二	三以上
		三・〇	一七・七	二一・〇	六・七	四・七	一〇・〇	六・二	三・九	二・六	一・二	〇・四
C 坑	一年未滿	一一三	三一五	五一八	八一〇	一〇一四	一五一九	二〇以上				
		四・四	二七・三	二一・七	五・九	三・七四	五・二	一・三六	一・四			
D 坑	一年未滿	一一二	二一三	三一四	四一五	五一六	六一七	七一八	八一九	九一〇	一〇以上	
		三・〇	一〇・〇	一八・八	一四・七	九・六	二・四	五・五	三・六	一・六	二・四	一・三
E 坑	一年未滿	一一二	二一三	三一四	四一五	五一六	六一七	七一八	八一九	九一〇		
		七・八	一三・三	四・八	二・八	〇・九	一・五	一・九	〇・八	一・七	一・五	

***吉村「石炭」、六六―七頁に據る。

右の如く異動甚だしい坑内夫の補充に關して募集の問題を生ずるが、坑夫募集の方法は、各炭鑛に於ける坑夫の統轄方法を關聯して決定される。

統轄方法 坑夫の統轄方法は大體三種に分たれ、發達の順序に隨へば第一、舊納屋(飯場)制度、第二、世話方制度、第三、純直轄制度となる。

(1) 納屋(飯場)制度 納屋(又は飯場)とは一種の合宿所或は寄宿舎とも云ふべきもので、獨身坑夫は合宿所に收容され、家族持の坑夫には長屋の一區劃か別に一軒建となつた小舎を貸與される。炭礦には普通數箇の納屋が設けられ、その各々に一人づゝの納屋頭を置く。納屋頭の性質職務は一様でなく種々異なるが明治末年頃の事情によつて列擧すれば次の如くである。⁽¹⁾

- (1) 鑛夫の傭人募集に關する諸般の事務
- (2) 鑛主に對し自己組下鑛夫の身上保證、引資金或は損害賠償の義務代辦
- (3) 事業請負を爲して組下に稼行せしむること
- (4) 新傭人の鑛夫に對して納屋を供給し且家具用品及職業用器具類の貸與
- (5) 獨身鑛夫を自己の納屋に起臥せしめ飲食其他一切の世話をなすこと
- (6) 日常組下の保護、行狀監督或は紛議争擾の和解仲裁等
- (7) 所屬鑛夫に對し日用諸品の供給
- (8) 所屬鑛夫の賃金受取方代理
- (9) 鑛山と鑛夫との間に於ける意思疏通を計ること、例へば鑛山よりの通達取次又は鑛夫の事情陳述取次等

(10) 組下鑛夫の繰込、仕事の割當或は時に現場監督を爲すこと

(11) 一面鑛夫として勞務に服す

(12) 通常の賃金外に或は斤先金或は月手當等諸種の名稱の下に一定の報酬を受く

もこより納屋頭を稱せられる者がすべてこれらの職務を有するわけではなく廣狹種々であつた。すなはち當時にあつても日用品の供給、賃金の代理受取等を禁ずる場合が少なからずあり、仕事の請負の如きは多く禁じられて居た。又、中には後の世話方制度の如く單に獨身者の寄宿及び日常の世話監督を爲すに過ぎないものもあつた。⁽²⁾

此制度の利弊に關しては次の諸點を指摘された。⁽³⁾

甲 利益をせらるゝ點

イ 鑛夫の供給上便宜多く殊に急速を要する場合に一層役に立つ

ロ 鑛夫の保護、監督、繰込、仕事の分配等に付き手數を經費の節約となる

ハ 鑛夫間の習慣氣風を熟知せる納屋頭を以てすることは鑛夫の統轄容易であつて、結果良好である。又鑛夫間をも比較的圓滿に保つことが出来る

= 鑛夫各自の責任を納屋頭に轉嫁出来る

乙 弊害させらるゝ點

イ 鑛夫の團結、鑛山との對抗衝突、或は納屋頭間の確執等を助長する傾向

ロ 種々の名義の下に鑛夫より世話料或は手数料の如きものを取立て賃金を減少せしむる傾向

ハ 鑛夫をして徒費を餘儀なからしめて其間に不當の利益を貪らんとし、鑛夫の權利自由を壓抑する傾向

= 請負掘の場合には濫掘の弊を生ずる

納屋頭制度の中間搾取の弊は、炭鑛の合理的經營の發達に連れて問題とされるやうになり、殊に大正五年「鑛夫勞役扶助規則」の制定を見るに至つて勞働契約の當事者たる鑛業者と鑛夫との間に納屋頭の存在を許されなくなつた。

(Ⅱ) 世話方制度 世話方制度は納屋頭制度の廢止後これに續いた過渡的中間制度である。したがつてこれには舊納屋制度に近いものも純直轄制度に近いものもあり、舊納屋制度に近いものに於ては今日でも依然として納屋頭、親方等の稱呼を残して居る。この制度に於ては鑛業主から世話方へ其所屬坑夫の稼高の何歩かに該當する金を手當として支給して、募集、入坑督勵、合宿の賄等を或程度迄行はせて居るが、賃金支拂等には絶対に干

與させない。⁽⁴⁾

(II) 直轄制度 純直轄制度に於ては坑夫募集入坑督勵、居住の管理等の一切を鑛業所の役員に行はせるものである。この制度は炭鑛經營の近代化に供なつて發達し、明治時代の末に於て既に廣く行はれ、又これを納屋制度と併用する炭鑛の数が著しく増して居た。明治四十三年に全國の主要鑛山(金屬山をも含む)に就て調査した所によれば、直轄の制を採るもの四割三分、飯場の制を採るもの九分、兩制併用のもの四割、何れにもあらずるもの八分三になつて居る。今日に於ては直轄制度が大部分を占め、たゞ九州地方には世話方制度も相當行はれて居る。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

1 『鑛夫調査概要』、九七一―八頁。

2 同上、九九頁。

3 同上、一〇〇―一〇二頁。

4 『坑夫雇傭狀態に關する調査』、一頁。

5 『鑛夫調査概要』、一〇〇頁。

6 『坑夫雇傭狀態に關する調査』、一頁。

傭入方法 坑夫の傭入方法は、前述の如く傭入をなす炭鑛に於ける坑夫統轄方法を關聯して決定される。し

たがつて時期によつてその備入方法に變遷あるわけである。

明治末年に於ては、大體、(一) 鑛夫自ら來て使役を申出る者から採用するもの、(二) 積極的に募集の方法に依つて備入るもの、(三) 地方に鑛夫の供給者を定め置きその手を通して備入るものとの三種類に大別された。⁽⁷⁾

第一種に屬するものには鑛山の從業者を頼つて職を求めて來る所謂浪人鑛夫ミ、納屋頭、鑛夫頭その他の從業者等が鑛業所の依頼によつて呼び寄せる者がある。此場合、旅費は普通本人の自辨せられる。

第二種に屬するものは、地方官廳の定むる法規に據り募集勅打を受けて行ふのであつて、鑛業所が直接に行ふこゝが次第に少なくなり、大部分は納屋頭もしくは請負人に鑛夫供給の責任を負擔させるやうになつた。この方法に依る場合には、旅費日當その他募集上の費用も納屋頭もしくは請負人、又は鑛業所に於て直接支給するこゝになる。

第三種に屬する典型的なものとしては、富良野硫黃鑛山、岩雄登鑛山が秋田勞働者保護株式會社に鑛夫の供給を委託した事例であるが、⁽⁸⁾炭鑛ミしては九州地方に於て周旋人を各地に常置して鑛夫の供給を受けたのを擧げるこゝが出来ぬ。この場合に於ても旅費その他募集上の費用は第二種に屬するものと同様鑛夫本人の自辨せはなら

ない。

傭入の際の手續は鑛業所によつて異なるが、大體納屋制度を採る處では納屋頭を介して願出でることにより、又直轄制度を採る處では、鑛夫頭及び現に従業する者の仲介によるか直接受付によつて行なはれる。而して多くの鑛業所は鑛夫の傭入解雇に關する特別の係を置き、傭入志願者に對して本人の原籍、身分、年齢、職業及經歷等を口頭で問ひ、或ひは願書に記載して差出させる。又戸籍の謄本若くは抄本、兵役關係の證明書、等を差出させ、身體検査を行ふ所もある。更に他の鑛山から移つて來た者に對しては鑛業所間に申合規約を取極めて照會を發する場合もある。次の常盤炭礦地方に於ける申合規約は顯著なる事例である。⁽⁹⁾

申合規約

今般各自事業ノ安固ヲ計ランガ爲メ左記ノ條項ヲ申合セ同盟規約ヲ締結ス

第一條 同盟炭礦ニ共通セル利害問題ヲ協議決定シ及親睦ヲ爲スノ目的ヲ以テ通常會及臨時會ヲ開催ス通常會ハ每年春秋二期ニ於テシ臨時會ハ必要ニ應ジ適宜之ヲ行フモノトス

第二條 他地方ヨリ來ルベキ坑夫募集者ノ警戒ニ就テハ勉メテ相應援シ苟クモ一炭礦ニ於テ右ニ關スル事實形跡ヲ認知セルトキハ速ニ之ヲ全炭礦ニ通知スベシ

第三條 一炭坑夫ヲ解僱セシ場合ニ於テ其事由ガ左ノ事項ニ該當スルカ又ハ事業上妨害タルベキ性質ノモノナルトキハ其都度事

由姓名ヲ詳記シテ他ノ全炭礦ニ通知スベシ

一 同器罷工敦唆ノ嫌ヒアルモノ

一 役員ニ對シ暴行ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタルモノ

一 賭博ヲ半營業ト爲スモノ

一 募集ノ誘拐ヲ爲シタルモノ

第四條 前條ノ通知ヲ受ケタルモノハ他炭礦ニ於テ之ヲ採用スルコトヲ得ズ但シ收後ノ狀アリト認ムルモノニ限り前炭礦ノ承諾ヲ經テ採用スルコトアルベシ

第五條 一 炭礦ニ於テ在職中又ハ解備セシ職工ヲ傭入レントスルトキハ如何ナル事務ニ採用スルト雖モ前者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第六條 一 炭礦ノ内ニ從事シ居リタルコトヲ隱蔽シ採用シ得ラレタル事實ヲ後日發見シタルトキハ直ニ解備スベシ

第七條 職工ヲ解備シタルトキハ其都度之ヲ他炭礦ニ通知スベシ但シ本條ノ通知ヲ怠リ三十日以上ヲ經過スルトキハ他炭礦ノ採用ニ對シ異議ヲ申シ立ツルコトヲ得ズ

第八條 第五條乃至第七條ノ規定ハ機械ヲ使用セザル炭礦ニハ之ヲ適用セズ

第九條 此規約ヲ改正又ハ中止セントスル場合ニハ必ず協議ノ上之ヲ決スベキハ勿論前條項ニ違背スル等ノ事ハ德義上斷ジテ爲ス間敷事

入山採炭株式會社坑務所

王城炭礦株式會社礦業所

三尾炭礦株式會社礦業所

山口炭礦礦業事務所

三友炭礦礦業事務所

越智炭礦礦業事務所

伊藤炭礦礦業事務所

隅田川炭礦株式會社礦業所

津川炭山礦業所

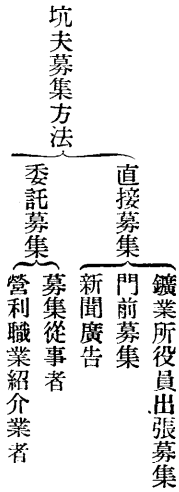
好間炭礦株式會社礦業所

磐城炭礦株式會社礦業所

採用ミ決定した者には雇傭契約書若くは誓約書を身元引受人(納屋頭その他の従業者)ミ連署して差出させるのが普通である。契約事項ミして共通なものは、就業年限、規則を嚴守すること、係員の指圖に従ひ精勵すること、契約年限内は解雇を願出でないこと、過失怠慢に基く損害賠償、契約違反の場合に於ける身元引受人の責任

等であるが、最後の身元引受人の責任に就ては、實際には履行を嚴重にせず單に下り金辨償の義務を強制する位に過ぎない。⁽¹⁰⁾ なほ特に經驗技術を要する業務に従事する者及び時間拂賃金の制に依るべき者に關しては志望業務の適否を其等級及び賃金額を定むる爲に技能鑑別の試験を行はれるが、これは主として金屬山に限り炭礦に於ては稀である。

大正五年九月一日から施行された「鑛夫勞務扶助規則」に於て「鑛業法」第七十五條により鑛山監督局長の許可を受けて定むべき雇傭勞務規則の記載事項に「雇入ノ手續」の明示を規定し（全規則第一條第一項、第二號）、大正十年七月一日から「職業紹介法」が施行されて公營職業紹介の開始を見、更に大正十四年三月一日より「勞働者募集取締令」が、昭和二年一月一日より「營利職業紹介事業取締規則」がそれ／＼施行されたので、坑夫募集の方法にも少からず變化を來たした。最近迄行なはれて居る募集方法を網羅的に表に記せば次の如くである。⁽¹¹⁾



直接募集	三	三	三	一	一	三	三	二	五	五	三
委託募集	七	六	一	一	一	六	六	五	一	一	三
從業者ノ紹介	五	五	二	二	二	一〇	九	一〇	七	七	二
計	九〇	九一	八九	三三	三三	一九	一八	一七	一三	一三	一八

備考(一) 調査鑛山數は、福岡六十七山、(三池炭山よりの報告は集計後に到着したるため含まれず、同炭坑は福岡縣下に在りても獨立の地位を占むべきものなれば、之を除外することは多く妨げなし) 佐賀十三山、長崎十二山なり。

(二) 一鑛山にして二以上の方法を採用するものは各項に計上す。

* 「坑夫雇備状態に關する調査」、二九頁。

第十表 各縣別募集方法別雇入鑛夫數調(大正八年乃至十一年)

(イ) 福岡縣

方法別	大正八年		大正九年		大正十年		計	
	鑛夫數	百分比	鑛夫數	百分比	鑛夫數	百分比	鑛夫數	百分比
直接募集	三二、一〇〇	一九	二五、三五五	一九	一五、七七三	一六	七、一三六	一〇〇
委託募集	三、三七八	二	一、四九三	一	五五八	二	五、四三九	一〇

直接募集	一、九三三	八七	一、五一九	六・五	七七	四・七	四、三三	六・八
委託募集	一五、四三	六八〇	一五、三六七	六五・四	九、四七	五八・二	三九、九八	六四・四
従業者ノ紹介	二、〇〇四	二二・六	三、六八〇	一五・七	三、二〇八	一九・一	九、五九	一五・五
鑛夫ノ求職	二、七九	一〇・七	二、九一七	一一・四	二、九四三	一八・一	八、三九	一三・三
計	三三、一五六	一〇〇・〇	三三、四八三	一〇〇・〇	一六、元三	一〇〇・〇	六二、〇九	一〇〇・〇

備考「以上の數表に示す所に依れば地方的事情の異なるに従ひ鑛夫の募集に際して採用する方法にも亦著しき差異あることを知り得べし、即ち福岡縣及佐賀縣に於ては主として従業者の紹介によりて鑛夫を募集し、福岡縣にては全雇入數の七十%、佐賀縣にては九十三%以上に達し實に佐賀縣下石炭山鑛夫の募集は殆どこの方法のみに依ると云ふも不可なかるべし、然るに長崎縣は之と趣を異にし、委託募集にかゝるもの最も多く全雇入數の六十四%を超へ、之に次ぐは従業者の紹介に係るものなるもその割合は僅かに十五・五%に過ぎず、亦佐賀縣下には委託募集をなす鑛山を見ざるなり。斯く地方的に著しき特色を有するに至る原因を考ふるに主として當該地方における鑛山分布密度、地方的勞働力供給力の大小及移動交通の難易如何等によりて決定せらるゝが如く、又大体に於て一方直接及委託募集と他方従業者の紹介及鑛夫の求職との間に逆行的關係の存することは前掲の數字によるも之を認め得べし。

次に納屋頭による鑛夫の募集方法として頗る有効なるは、福岡縣下報告鑛山中現在尙納屋制度若しくは之に類する制度を維持し主として納屋頭の努力によりて鑛夫の募集をなす二十一山に於る納屋頭による募集鑛夫數が三ヶ年合計十一萬四千四百三

十七名に上れるに依るも明かなるべし」(「坑夫雇傭狀態に關する調査」、三〇―三頁)。

7 「鑛夫調査概要」、一五頁。

8 「富良野硫黃鑛山鑛夫ノ供給ニ關シテハ秋田縣大館町勞働者保護株式會社ト特約シ年々所要ノ員數ヲ通知スルトキハ同會社ニ於テ募集移送スルコト、ナリ居レリ(中略)

何 某

契 約 書

外 何 名

右勞働夫左ノ契約ヲ以テ御紹介可致候

一 勞働期間ハ本年五月ヨリ十月迄ノ期間トス(註、この鑛山は露天掘で降雪期に至れば採鑛を中止する故大部分は毎年五月ヨリ十月迄の一期間の傭入である)

一 勞働夫出面賃ハ一日一人ニ付金六十錢トス

一 硫黃運搬夫ハ百石ニ付金十八圓ヨリ二十圓迄トス

一 硫黃掘夫ハ百石ニ付金十二圓ヨリ十八圓迄トス

但鶴嘴唐鍬ハ自分持トス

一 硫黃運搬器具ハ事務所持トシ油代トシテ月拾錢宛支拂セラルヘキコト

一 勞働賃金ヨリ前貸金ヲ引去リタル其餘分ハ毎月貴山ヨリ勞働夫へ御支拂可相成事

一 出發旅費ハ勞働夫持トシ歸郷旅費ハ一人ニ付金六圓ツ、支給セラルヘキ事

- 一 勞働夫出稼セサル時ハ代人ヲ出稼セシムヘク若シ代人アラサルトキハ前貸金ヲ貴山ヘ辨償スヘキコト
 - 一 勞働夫出稼中逃亡シタルトキハ前貸金ヲ貴山ヘ辨償スヘキコト
 - 一 勞働夫出稼中病氣其他ノ事故ニ依リ勞働セスシテ下リ勘定ニ相成ル時ハ其事由ヲ詳記セラル可ク然ルトキハ本社ニテ貴山ニ代リ勞働夫ヨリ取立ノト送金スヘキコト
 - 一 勞働夫出發期日ハ少クモ二週間前ニ本社ヘ到達スル様御通報セラルヘキコト
 - 一 約定期間内ニ於テ別段故障ノ通報無之勞働夫ハ本社責任義務トモ無之候事
 - 一 勞働夫選定及引連レ方ハ貴山ニ代リ何某ヲシテ取扱ハス可キコト
 - 一 勞働夫紹介ニ付本社ノ保證料一人ニ付金二圓御渡ヲ可得事
- 以上

右契約致候處相違無之依テ契約證差出候也

年 月 日

秋田縣北秋田郡大館町百九十六番地

有限責任 勞働者保護株式會社

社長 何 某

富良野硫黃鑛山 何 某 殿

募集費用ヘ總テ勞働者保護株式會社ノ負擔トシ會社ヘ之カ報酬トシテ鑛山ヨリ前記紹介料ヲ受クルノ外(註、紹介料ハ鑛夫一人ニ付金二圓宛)、各勞働者ヨリ金二圓宛ノ手数料ヲ徴收ス(中畧)傭入ノ際ニ於ケル約束事項ハ會社ノ紹介ニ依ルモノ、雇傭契

石炭鑛夫勞働狀態の變遷 (第二卷第一號)

(A 一八三)

四一

約ハ會社ト鑛山トノ關係ニシテ鑛山ト鑛夫トハ直接何等ノ約束ヲ爲サス又直接備入ノ分ハ諸證書ヲ差出サシムル外何等ノ約束ナク又身元引受人ナシ」(『鑛夫調査概要』、三八—四〇頁)。

9 「鑛夫調査概要」、二九—三〇頁。

10 同上、一六頁。

11 「坑夫雇傭状態ニ關スル調査」、二頁。

12 同上、全頁。

四 労働時間

坑内労働時間の計算方法 鑛夫のうち坑外夫に就ては作業現場への集散を以て、又正確にその實労働時間を以て、就業時間を計算出来るが、坑内夫に就てはこれによるこゝを得ない。從來一般に坑内夫の労働時間は入坑の時より起算して出坑の時に終了するものゝみされ、就業時刻の報知を汽笛、點鐘その他適宜の方法によつて行つて居た。而して鑛山の都合や坑夫各自の事情に依つて時報通りに坑内への出入を行ひ難いのが實狀であるから、各坑夫の就業の印として入坑の際に入坑證(鑑札、判座札、番札等と呼ばれた)を事務所の係員に渡し、出坑の際之を受取らせる方法が行なはれ、又係員から安全燈を受け、更に之を還付するこゝを以て入坑を證明する鑛山

もあつた。⁽¹⁾最近では入坑に際し係員の方から繰込傳票を切羽を示す炭札を渡し、出坑の際これらを返還する方が行なはれて居る。⁽²⁾なほ番片の交替制存する場合には交替者の切羽到着の時刻を以て就業終始の時とする所謂面交替の制が行なはれた。⁽³⁾

昭和三年九月一日に改正され、全五年九月一日より施行された「鑛夫勞役扶助規則」に於て、第七條ノ二は右の坑口計算の方法を劃一的に明確に規定し、且大堅坑に行はるゝ集團入坑に關してもその計算方法を明瞭にした。

鑛夫勞役扶助規則

第七條ノ二 坑内ニ就業スル鑛夫ニ付テハ坑口ニ入りタル時ヨリ坑口ヲ出デタル時迄ノ時間ヲ其ノ就業時間ト看做ス

鑛業權者一團トシテ入坑及出坑スル鑛夫ニ關シ其ノ入坑開始ヨリ入坑終了迄ノ時間ニ付鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ第五條第一項ノ規定ノ適用ニ付入坑終了ヨリ出坑終了迄ノ時間ヲ其ノ團ニ屬スル鑛夫ノ就業時間ト看做ス

鑛業權者坑口ニ近キ坑内ノ點檢場所ニ關シ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ前二項及第三十五條ノ規定

ノ適用ニ付其ノ場所ヲ坑口ト看做ス

この規定の施行に關する當局の許可方針は次の如く通牒された。⁽⁴⁾

「第七條ノ二第二項ノ入坑所要時間ノ許可ニ就テハ

(イ) 二十人以下ノモノハ一團トシテノ入坑所要時間ヲ認メザルコト

(ロ) 坑口ニテ坑内就業時間ヲ算定スル場合ニ於テ

(1) 徒歩ニテ出入坑スル場合ニハ、原則トシテ三十分以内トシ、一坑ニ於テ一團トシテ出入坑スルモノガ

二百人ヲ超ユルモノニ付テハ一時間以内トスルコトヲ得ルコト

(2) 人車又ハケージニ依リ出入坑スル場合ハ合理的所要時間 (一回ノ乗降時間トシテケージノ場合三十

秒、人車ノ場合三分トシ之ニ通常ノ運轉時間ヲ加ヘテ算出ス) ニ其ノ三割ヲ加ヘタル時間以内トスルコト

(ハ) 坑内點檢場所ニ於テ坑内就業時間ヲ算定スル場合ハ各點檢場所所屬鑛夫ヲ一團トシテ (ロ) ノ標準ニ準

ジテ所要時間ヲ算定スルコト但シ坑内點檢場所ニ集合シ就業ノ爲略一齊ニ點檢場所ヲ出發スル場合ニ於テ

ハ一團トシテノ入坑所要時間ヲ認メザルコト

第七條ノ二第三項ノ坑内點檢場所ハ主要坑道ニ添ヒ坑口ヨリ歩行距離六百間以内 (人車又ハケージニ依ル距離

ハ之ヲ含マズ）ニアルモノニ限り、坑口ヨリ之ニ至ル歩道へ天井通常六尺以上最低五尺五寸ニシテ適當ナル照明設備ヲ有シ通風充分ニシテ危険ノ虞ナク坑外ト大差ナク歩行シ得ルモノタルヲ要スルコト」

右の如き許可を爲すに當つては「將來事情ノ變更等ニ依リ許可ノ取消シ又ハ變更ヲ爲スコトアルベキ旨附記スルコト」を注意されて居る。

實施の狀況に就て石炭山に關し報告された所によれば、入坑所要時間は徒歩の場合に於て十分乃至三十分を普通とし例外的に一時間以内を許可したこゝ、人車又はケージの場合に於て各坑口毎に右の算定方法の許可を與へたこゝ、坑内點檢場所を許可したものは三十鑛山（八十八ヶ所）をなつて居るこゝが知られる。⁽⁵⁾

- 1 「鑛夫調査概要」、一一六頁。
- 2 「炭鑛鑛夫勞働契約序論」（本誌、前號）九二頁。
- 3 明治二十六年一月十八日認可「三池炭坑坑夫雇入及取扱規則」、第一九條。「鑛夫調査概要」、一一六頁。
- 4 「石炭山ニ於ケル坑内勞働時間ノ概況」、五一六頁。
- 5 同上、八頁。

在坑時間の實狀 明治二十年代の實狀に關しては、次の二資料を基礎として、最も進歩的標準就業時間を知

るこゝが出来る。

(1) 新入炭坑(三菱合資會社經營) 三菱經營の炭坑で當時坑夫を採用する場合、本人より提出させた「契約證」⁽⁶⁾の雛形によれば、その第三條に「就業時間は毎日十二時間以内たるべし。雖天災非常或は緊要を要する場合若しくは事業の都合により御命令あるときは右規定の時間外坑内は勿論坑外も雖勞働を辭せざる事」になつて居る。

(2) 三池炭坑(三井鑛山合名會社經營) 明治二十五年十二月二十三日に「其筋の認可」を得た「礦夫使役規則」⁽⁷⁾の第四章就役の規定中に次の如き條文がある。

「第十條 礦夫の就役時間は一日十二時間以内とす。

第十一條 礦夫は自己の就役すべき時間迄に遅刻せざる様指定の場所に參集し其の掛員の指圖を受け其の業務に服すべし。

第十三條 左に掲ぐる日を以て礦夫の休業日とす、但業務の都合に依り其休業日を繰替又は臨時休業を與ふるべし。

一、一月一日より同三日迄 一、紀元節 一、天長節 一、十二月三十一日

又、明治二十六年一月十八日に「其筋の認可」を得た「坑夫雇入及取扱規則」⁽⁸⁾中、第十九條に「晝夜連續の業務に従事する坑夫は必ず面交代を爲すべきものとす」と規定してある。

もこより右の如き在坑時間の規定は、當時の如き設備の幼稚な中小の炭坑には行なはず、所謂「坑夫の自由」に放任して専ら出炭函數で統制をこつた結果常一番の炭坑には更に長時間の在坑が普通であつたものと推定される。⁽⁹⁾

6 『筑豊炭礦誌』、三〇七—一八頁。

7 『三池炭礦誌』、二六一—九頁。

8 同上、二二一—六頁。

9 「彼等の勞働は地下幾百尺の底に於て一点のカンテラを力こし、暗黒界裡に勞働す。その普通勞働者を以て律すべからざるは勿論なり。幸にして炭層厚く坑道の天井六尺以上に達すれば歩行に妨げなしと雖も、その炭層薄くして天井の高さ四尺以下に及ぶものは匍匐して切葉に近づき、坐して炭塊を採掘し、甚しきは匍匐のまゝ、鶴嘴を振て採炭すること稀ならず。先山既に斯の如し、常に坑内を往復する後向に於ては勞働の難更に甚しきものあり。彼等は一二尺の杖を兩手にし、四つ匍ひこなりて炭籠を曳き、喘々として之を運炭坑道に致し、始めて炭函に移すなり。而してその坑道の天井や、高きものと雖も彼れ後向の習慣として肩を以て炭籠を擔はず、荷棒を背後に横たへ、双手短杖を携ふるを例こせり。若し夫れ始めて坑内に入れば襤褸僅に身を掩ひ（甚

しきは裸体となる) 全身瓦斯に燻ぼりて眞黒なるものヒヨコくとして飛び來る狀殆んど人間業とは受け取られず。

彼等の初めて坑内に入るもの常に危惧の念に堪へざるも漸く久しくして習慣終に性となり、時には取締小頭等の目を盗み安全睡眠をむさばることあり、甚しきに至りては乳兒を抱きて坑内に入り、之を道側に臥せしめてかつ慰しかつ運炭する婦女子ありその實を見ざるものをして聞かしめは容易に信を置き難きもの多かるべし。」(『筑豊炭礦誌』、七五―六頁)

明治末年の炭鑛夫勞働時間に關しては次の如く全國的平均が示されて居る。

第十一表 主要金屬山及主要石炭山各種鑛夫一日平均勞働時間比較*

種 別	金 屬 山	石 炭 山
坑 夫	時 間 分 八、四〇	時 間 分 一、〇〇
選 鑛 夫	一、三〇	一、二〇
製 鍊 夫	一、三〇	—
職 工	一、〇〇	一〇、五〇
運 搬 夫	一、〇〇	一、〇〇
雜 夫	一、三〇	一、四〇

* 『鑛夫調査概要』、一一二頁。

第十二表 主要炭礦に於ける就業時間規定（附婦女の就業時間）*

種別	規定就業時間	炭礦數
採炭夫	八時間	八
採炭夫以外ノ礦夫	十時間以上十二時間以内 十二時間	七 二
全礦夫	八時間以上十二時間以内 十二時間	三 五
女礦夫	八時間以内ノモノ 九時間以内ノモノ 十時間以内ノモノ 十一時間以内ノモノ 十二時間以内ノモノ 時間ニ關スル規定ナキモノ	四 一 一 一 六 五

*「鑛夫調査概要」、一二二頁及び一二三頁の表により作成。

石炭鑛夫勞働狀態の變遷（第二卷第一號）

（A 一九二）

すなはち、炭鑛技術が漸く一般的に進歩した結果、第二期の前期に三井の三池、三菱の新入が示した標準は主要炭鑛全部に行きわたつたことを明らかにして居る。この第二期の末に於ても新入坑は依然として十二時間制を採つて居るが、三池には既に三交替八時間制を見るに至つた。⁽¹⁰⁾ 又、北海道の夕張炭山に於ても坑内外夫を通じて八時間乃至十二時間の制が行なはれた。⁽¹²⁾

10 三菱、新入炭坑、(明治四十三年七月調)

雇傭勞役規則、第十四條 鑛夫ノ就業時間ハ一日十二時間トシ一替方ハ午前四時ヨリ午後四時マデ二替方ハ午後四時ヨリ翌朝四時迄トス就業中ハ係員ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ濫ニ休業スルコトヲ得ズ、但就業中喫飯ノ節ハ三十分乃至一時間休憩ヲ與フ天災地變ツノ他非常ノ場合ニ於テハ前記ノ就業時間ヲ伸縮スルコトアルベシ(『再版日本炭鑛誌』、七一頁)。

11 三井、三池炭坑

従來坑夫及運炭夫の労働時間は一般に一日十二時間(實際は十時間)なりしが、去る明治四十一年十月より萬田坑に於て三交替の制を實施したり、即ち一番は午前五時より午後二時迄、二番は午後一時より午後十時迄、三番は午後九時より翌午前六時迄就役せしむるものにして、一日九時間の就役なれども實際の労働時間は八時間に過ぎず、此労働時間の短縮は實施以來、猶淺く今日に於て將來を推すことは能はざるべしと雖も、在來の二交替制に比して利益あることを實に左表に示すが如し

二 交替制にする時

三 交替制にする時

採炭夫收容割合

二

三

全 出炭力(平均)の割合 六
 全坑出炭力 四
 出役歩合 百分の五十五 百分の六十七

元來萬田坑に於ては切羽少きため、二番交替制にては全部の採炭夫を收容すること困難なるも、之を二番交替制とすれば結局収容の割合増加し得べく、採炭實竝に經費は之が爲増加することあるも、出炭も亦増加するが故に現時の炭價にては結局収益多きの理なり。次に出役歩合の増加は、間接には鑛夫の募集費を節減することを得るのみならず鑛夫納屋その他諸般設備の擴張に要する費用を節約し得る利益あり(『再版日本炭礦誌』、三三頁)。

12 北海道炭礦汽船株式會社、夕張第一坑(明治四十三年六月調)

鑛夫雇傭勞役規則、第七條本會社鑛夫ノ就業時間ハ一日十二時間以内トシ其種別竝ニ就業時間左ノ如シ

	坑	内	坑	外
坑夫	八時間乃至十二時間			
支柱夫	全上			
選礦夫		八時間乃至十二時間		
運搬夫	八時間乃至十二時間			
職工		全上		
雜夫	八時間乃至十二時間			
その他		全上		

鑛夫交替方法

一、晝夜三交替（八時間以内勞役セルモノ）午前六時、午後二時、午後六時

一、晝夜二交替（十二時間以内勞役セルモノ）午前六時、午後六時

婦女幼者ノ勞役時間竝ニ幼者ノ年齡

一、婦女幼者ノ就業時間ハ各八時間乃至十二時間トス

一、幼者ノ年齡ハ滿十二年以上十五年以下トス但シ坑内ニ使役スル幼者ノ年齡ハ十三年以上トス

婦女幼者勞役ノ種類

一、婦女、選鑛、安全燈掃除、小使、電話交換ソノ他坑外日役

一、幼者戸番、油差、小使、雜役

（『再版日本炭鑛誌』、一三〇—一頁）。

鑛夫の労働時間に對する制限は、第三期の初頭大正五年九月一日に「鑛夫勞役扶助規則」の施行せられた時に初まる。最初は「十五才未滿ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス」ニ規定されたが、大正十五年の改正により「十六才未滿ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス」ミなつた（同年七月一日施行、但し年齢は施行後三年間は十五才ミして猶豫）。

一方、一般礦夫に對しても就業時間制限が考慮され、當時の炭礦に於ける作業能率は十時間制の普遍化を可能ならしめる状態に在るこゝの見込みがついたので、⁽¹³⁾之を法規として能率の劣つて居る中小炭坑に強制するこゝになつた。

13 「礦業労働事情ニ關スル調査」は在坑時間短縮の必要に就て次の如く記す。「我國ニ於テハ實際労働時間ニ比シ、在坑時間不當ニ長ク、人道的又ハ衛生的見地以外ニ於テ能率的見地ヨリスルモ之ヲ制限スルノ要アルベシ。然レドモ何時間ヲ以テ適當トスベキヤハ容易ニ之ヲ斷ズルコト能ハザルモ (1) 實際労働時間五、六時間ヲ通常トスルコト (2) 我國ニ於テ十二時間ニ交替制ヲ八時間ニ交替制ニ改メタルニ運炭ニ支障ナキ限リ一人當リ出炭ヲ減ゼザルノ事例 (三池、高島、内郷、入山等) アルニ鑑ミ炭礦ノ設備充分ニシテ管理方法適當ナラバ歐洲各國同様八時間程度ヲ以テ最高能率時間 (オプチマム) ニ達スルモノト認メラル、モ、唯多年ノ慣習ノ爲メ就業時間短縮ノ困難ナルコト、我國ニ於テハ準備作業多キコト、往復時間長キコト、設備改善ノ實行困難ナルコト等ニ鑑ミ斟酌ヲ加ヘテ在坑十時間程度ノ制限ヲ設クベキナリ。唯坑道深ク切端遠キ炭礦ニ於テハ許可ヲ條件トシテ坑内見張りヨリ見張り迄十時間トナスノ要アリ」(三一―二頁)。又在坑時間十時間としたる場合の影響のうち採炭夫に關しては次の如く述べる。「採炭夫ノ在坑時間ノ甚ダ長キ所以ハ、(1) 自然ノ條件及礦夫ノ慣習上労働ヲ集約的トナスコトヲ得ザルコト、(2) 運炭設備ノ不充分ナルタメ箱待チ等ニ時間ヲ空費スルコト、(3) 採炭賃金ガ一先請負ニシテ各交替時間毎ニ採掘炭ヲ全部積出サザルベカラザルコト、(4) 準備作業ニ時間ヲ要スルコト等ニ依ルモノニシテ選炭設備及管理方法ニ改善 (例ヘバ共同請負ノ如キ) ヲ加フルトキハ能率ヲ減少スルコトナクシテ在坑時間ヲ十時間程度ニ短縮スルコト困難ナラズト思考セラル。

運炭設備改善ノ費用ハ、サキノ保護鑛夫深夜業禁止ノ對應策トシテ採炭及運炭ヲ深夜以外ノ時間ニ集中スルニ要スル設備ニ要スルモノト大体同一ナリ。而シテ在坑時間ヲ短縮シテ同一生産ヲ維持スルコトヲ得バ鑛夫ノ健康上ノ利益ハ結局炭鑛ノ利益トナルベキヲ以テ、設備ノ改善ハ單ニ鑛夫保護ノ爲メニスル費用ニ非ズシテ炭鑛經營上ノ改善費ナリトス」(三二—三三頁)。なほ、同書には採炭夫の就業時間の内容調を男、先山及び後山、女、後山に就き實數並びに百分率の表として示して居る(二二—二三頁)。

昭和三年に至り「鑛夫勞役扶助規則」改正の際次の新條文を設けた。

第五條 鑛業權者ハ鑛夫ヲシテ一日ニ付十時間ヲ超エテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得ズ

鑛業權者ハ監視ヲ主トスル業務又ハ間歇的ナル業務ニ從事スル者ニ付鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトハ

前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

右の規定は昭和五年九月一日より施行されたが同條第二項の許可方針に關して次の如く通牒された。⁽¹⁴⁾

「第五條第二項ノ許可ハ左記ニ該當スル者ニシテ實際ノ事情ニ鑑ミ同條第一項ニ準據シ難キモノニ限ルコト
甲、監視ヲ主トスル業務ニ從事スル者

(イ) 火番、門番、戸番、火藥番、見張番、詰所番、守衛等ノ如ク一定部署ニ在リテ監視スルヲ本來ノ業務

トスルモノ

(ロ) ポンプ方、壓風機運轉夫、煽風機運搬夫、電工、配電方等ノ如ク身體勞作少ク主トシテ一定部署ニ於テ機械ノ運轉ヲ監視スルモノ

(ハ) インドレス監視、車道番、人道番、信號夫等ノ如ク一定部署ニ在リテ運搬ノ見張又ハ監視ニ従事スルモノ

(ニ) 係員ノ補佐トシテ監督又ハ監視ノ業務ニ従事スルモノ

乙、間歇的業務ニ従事スル者

(イ) 棹取、馬丁、捲方、人車車掌等運搬ニ従事スル業務ニシテ一般鑛夫ニ先立チテ入坑シ之ニ遅レテ出坑スルヲ要スルモノ其ノ中間ニ於テハ作業閑散ナルモノ又ハ常態トシテ在坑時間中實労働時間六時間ヲ超エザルモノ (後段モ運搬ニ従事スルモノニ限ルモノトス)

(ロ) 大工、電工、其ノ他ノ修繕夫ニシテ業務閑散ナルモ事故發生ノ場合ニ備フル爲交替制ニ依リ晝夜繼續シテ坑内一定部署ニ在ルコトヲ要スルモノ

炭礦に於ける實施狀況に就て報告されたところによれば、(一) 監視を主とする業務に従事するものにして許

可されたものは約百三十の石炭山に於ける礦夫約四千八百(全國石炭山坑内夫數の約三%)で、(二)間歇的業務に従事するものとして許可されたものは約百十の石炭山に於ける礦夫八千六百餘(全國石炭山坑内夫數の約五%)である。時間延長の限度に付ては監督局によつて異なるが、兩場合共同様に二時間乃至三時間を許可されて居る。⁽¹⁵⁾

坑内勞働十時間制の立案された大正十五年迄、右の規定が實施された直前及び直後の時期に於ける在坑時間の實際に關し、内務省の社會局は極めて詳細な比較研究を行つた。その中で先づ在坑時間と在坑者數との關係を見れば、新規定施行後は施行前に比し、又施行前は大正十五年に比し、それぞれ長時間在坑者數を遞減して居り、且他面極短時間(八時間以内)の在坑者數をも減じて居る。これを在坑時間十時間を限界として二分しその兩者の割合を見たものが第十三表であつて、十時間を超えるものは五一・五%から四一・六%、二五・五%と次第に減じて居り、この状態は礦山監督局別に於ても、又業務別に見ても同様である。

第十三表 在坑時間別礦夫數割合*

業務別	在坑 時間別 年度別	札		幌		仙		臺		東		京		福		岡計	
		十時間以内ノモノ	十時間ヲ超ルモノ	十時間以内ノモノ	十時間ヲ超ルモノ	十時間以内ノモノ	十時間ヲ超ルモノ	十時間以内ノモノ	十時間ヲ超ルモノ	十時間以内ノモノ	十時間ヲ超ルモノ	十時間以内ノモノ	十時間ヲ超ルモノ	十時間以内ノモノ	十時間ヲ超ルモノ		
採炭夫	大正十五年	八五・八%	一四・二	六三・四	三六・六	八八・六	一一・四	一〇・六	三三・七	八四・四	一五・六	一〇・二	一六・七	七三・三	二六・七	五九・三	一〇〇・〇
		九〇・二%	九・八	八九・四	一〇・六	六七・三	三二・七	三〇・八	三二・五	六八・五	七・五	二・九	四四・五	五〇・八	四九・二	五〇・六	一〇〇・〇
支柱夫	大正十五年	八二・〇%	一八・〇	六九・三	三〇・七	六八・五	三二・五	九二・五	七・五	二・九	四四・五	五〇・八	四九・二	五〇・六	四九・四	五〇・六	一〇〇・〇
		九七・七%	〇・三	六八・五	三二・五	七・五	二・九	四四・五	五〇・八	四九・二	五〇・六	四九・四	五〇・六	四九・四	五〇・六	一〇〇・〇	一〇〇・〇
運搬夫	大正十五年	四七・五%	五二・五	七・五	九二・五	二・九	四四・五	五〇・八	四九・二	五〇・六	四九・四	五〇・六	四九・四	五〇・六	四九・四	五〇・六	一〇〇・〇
		六二・四%	三八・六	五二・五	四七・三	五〇・八	四九・二	五〇・六	四九・四	五〇・六	四九・四	五〇・六	四九・四	五〇・六	四九・四	五〇・六	一〇〇・〇
其他	大正十五年	六・九%	三八・一	五九・六	四〇・四	五九・六	四〇・四	五九・六	四〇・四	五九・六	四〇・四	五九・六	四〇・四	五九・六	四〇・四	五九・六	一〇〇・〇
		七六・六%	二二・七	六九・九	三〇・一	二八・六	七二・四	二八・六	七二・四	二八・六	七二・四	二八・六	七二・四	二八・六	七二・四	二八・六	七二・四
合計	大正十五年	七九・三%	二〇・七	六九・九	三〇・一	二八・六	七二・四	二八・六	七二・四	二八・六	七二・四	二八・六	七二・四	二八・六	七二・四	二八・六	七二・四
		八九・一%	一〇・九	七二・四	二八・六	八六・三	一三・七	八六・三	一三・七	八六・三	一三・七	八六・三	一三・七	八六・三	一三・七	八六・三	一三・七

石炭礦夫勞働狀態の變遷 (第二卷第一號)

(A 一九九)

合	十時間以内ノモノ	四六・三	六・五	八・九	六七・三	七・三	七・三	八五・三	二九・四	三五・七	三三・一	四・九	五・九	四八・五	五八・四	七四・五
十時間ヲ超ルモノ	五・七	三八・五	一七・一	三・七	二七・七	一四・八	七〇・六	六四・三	六六・九	五九・一	四〇・一	五・五	四一・六	二五・三		
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

※石炭山ニ於ケル坑内労働時間ノ概況」、一二頁。

▲は合計に於て百以上となり、■は合計に於て百に満たないが原表のまゝの數字である。

次に坑夫の平均在坑時間に就て見れば、最近の平均在坑時間は九時間三十三分で、施行直前に比し十七分、又大正十五年に比し三十一分の減少を示して居る。特に炭礦の多い福岡鑛山監督局管内に於ては大正十五年度との差が三十九分となつて居る。又、業務別にては坑内夫中最も多數を占める探炭夫が設備改善により以前徒らに囮待ちの爲に空費した時間を節約された結果大正十五年の平均十時間一分より施行前の九時間四十七分となつて十四分、更に施行後九時間二十四分となつてまた二十三分の減少を示した。特に福岡管内では大正十五年當時との差四十四分の著減となつて居る。支柱夫は從來から短時間で大正十五年度にも平均九時間三十三分となつて居るが、これも施行後と比較すれば平均三十分の減少である。運搬夫は作業の性質上長時間の在坑を必要とし、前に記したやうに新规定の第二項に於て勞役状況を參酌の上その一部の例外を許可することになつて居る程だが、大正

十五年當時の平均十時間四十一分に比して施行後の平均十時間二十五分は矢張り十六分の減少を示すものである。

第十四表 大正十五年ニ於ケル平均在坑時間*

礦山監督局別	坑内業務別		計
	採炭夫	支柱夫	
札幌	九、四 ^{時分}	八、五 ^{時分}	九、二 ^{時分}
仙臺	九、三	九、五	九、三
東京	九、一 ^三	八、四 ^一	九、三
福岡	一〇、一 ^三	九、七	一〇、一 ^三
計	一〇、一	九、三	一〇、四

* 『石炭山ニ於ケル労働時間ノ概況』、一六頁。

第十五表 改正礦夫勞役扶助規則施行前後ニ於ケル平均在坑時間*

鑛山監督局別 施行前後	坑内業務別		施行前	施行後	施行前	施行後	施行前	施行後	施行前	施行後	計
	探炭夫	支柱夫									
札 幌	九、二	九、八	九、二	九、八	九、七	九、〇	九、〇	九、二	九、二	九、二	九、二
仙 臺	九、一〇	九、三	九、四	九、四	九、四	九、七	九、〇	九、〇	九、〇	九、〇	九、〇
東 京	一〇、〇五	九、一六	八、五	九、五	九、五	資料ナシ	資料ナシ	一〇、一	一〇、三	一〇、三	九、五
福 岡	九、五八	九、二九	九、三	九、〇	九、〇	一〇、二	一〇、二	一〇、二	一〇、八	一〇、八	九、五
計	九、四七	九、二四	九、三	九、〇	一〇、二	一〇、二	一〇、一	一〇、〇	九、五	九、三	九、三

* 「石炭山ニ於ケル勞働時間ノ概況」、一五—六頁

以上の變化を通觀する爲、各業務別に大正十五年ニ新規定施行前後に於ける在坑時間の標準偏差 (Standard deviation)⁽¹⁶⁾ を求めて比較したところによれば從來坑内勞働者に顯著であつた就業時間の長短の差が漸次に減じ劃一的傾向のあることを示された。特に採炭夫に就ては在坑時間別の坑夫數散布状況を標準偏差によつて見たものが、大正十五年の一時間十三分から、一時間八分、更に四十七分と著しき減少を示した。すなはち、大正十五年に理論的在坑時間は十一時間十四分乃至八時間四十八分であつたのが、施行前十時間五十五分乃至八時間三十九分に、又施行後十時間十一分乃至八時間三十七分に短縮したものであつて、散布範圍の縮小換言すれば在坑時

間の劃一化を示すものに外ならない。

第十六表 採炭夫平均在坑時間ト標準偏差*

嶺山監督局別	大正十五年十月		改正嶺山勞役扶助規則施行直前 (昭和五年九月一日)		改正嶺山勞役扶助規則施行後	
	平均時間	標準偏差	平均時間	標準偏差	平均時間	標準偏差
札幌	九、四十分 (±)	一、〇〇分	九、二十分 (±)	〇、五十分	九、〇六分 (±)	〇、四七分
仙臺	九、三十分 (±)	一、〇四分	九、一〇分 (±)	〇、五七分	九、一三分 (±)	〇、五二分
東京	九、三十分 (±)	一、〇〇分	一、〇〇分 (±)	一、〇三分	九、一六分 (±)	〇、四四分
福岡	一〇、二三分 (±)	一、一六分	一、一六分 (±)	一、一三分	九、二九分 (±)	〇、四七分
平均	一〇、〇一分 (±)	一、一三分	一、一三分 (±)	一、〇六分	九、二四分 (±)	〇、四七分

*「石炭山ニ於ケル勞働時間ノ概況」、一八頁。

これを坑内夫全般に就て示したものは次の第十七表で、主要部分を占める採炭夫に於ける變化の影響を受けて進歩の跡を見せて居る。すなはち、大正十五年に於ける理論的在坑時間十一時間十八分乃至八時間五十分が新規の施行前十一時間二分乃至八時間三十八分に減少し、施行後は十時間三十二分乃至八時間三十四分更に範圍を狭くした。この傾向は主要産炭地方たる福岡及び札幌の兩管内に著しく、福岡に於ては大正十五年に十一時間

二十九分乃至八時間五十七分、施行前十一時間十分乃至八時間四十分、施行後十時間三十四分乃至八時間三十四分、偏差の範圍を縮減した。

第十七表 全坑内夫平均在坑時間ト標準偏差*

鑛山監督局別	大正十五年十月		改正鑛夫勞役扶助規則施行 (昭和五年九月一日)直前		改正鑛夫勞役扶助規則施行直	
	平均時間	標準偏差	平均時間	標準偏差	平均時間	標準偏差
札幌	九、六 ^{時分}	(±) 一、〇 ^{時分} _三	九、七 ^{時分}	(±) 〇、九 ^{時分} _五	九、二 ^{時分}	(±) 〇、五 ^{時分} _五
仙臺	九、七	(±) 一、〇	九、四	(±) 一、〇	九、四	(±) 一、七
東京	九、八	(±) 一、〇	九、五	(±) 一、〇	九、三	(±) 〇、三
福岡	一〇、三	(±) 一、六	九、五	(±) 一、五	九、四	(±) 一、〇
平均	一〇、四	(±) 一、二	九、五	(±) 一、二	九、三	(±) 〇、九

*「石炭山ニ於ケル労働時間ノ概況」、二二頁。

14 「石炭山ニ於ケル労働時間ノ概況」、四一五頁。

15 全上、七頁。

16 標準偏差算出の式は次の如くである。(全上、一七頁)

$$\text{標準偏差} = \sqrt{\frac{\sum a^2}{n} - \frac{(\sum a)^2}{n^2}}$$

p=各項目ノ頻數 (在坑時間別働夫數)

a=各項目ノ平均數差 (在坑時間ノ平均數差)

深夜業禁止その他

保護鑛夫に對する一般的時間制限に就ては既に述べたが、右の外に保護鑛夫に對して深

夜業禁止、休憩休日の規定、交替轉換時の指示等に關する時間保護が規定されて居る。

深夜業の禁止は大正五年「鑛夫勞役扶助規則」にはじめて規定され、當初、深夜を「午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間」にしたが、大正十五年に「午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間」に改正された。しかし、この制限は、「但シ鑛夫ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」にされ(第七條)、たゞこの但し書に依る場合には保護鑛夫に對し「十日ヲ超エザル期間毎ニ其ノ就業時ヲ轉換スベシ」(第八條)、又「少クトモ四回ノ休日ヲ設クベシ」(第十條)に規定した。すなはちこの交替制を採る限り保護鑛夫の深夜業禁止は行なはれなかつたのである。

保護鑛夫を實際上深夜に使用するものは殆んど石炭鑛に限られて居たから、⁽¹⁷⁾愈々深夜業禁止を勵行するに就てはその炭鑛に及ぼす影響が考慮された。これは、おのづから坑内ミ坑外ミに分たれるのであるが、坑内方面は保

護礦夫の坑内労働禁止に吸收される。それ故特に坑外方面のみに就て見れば、問題は女子の専業とされる選炭(水選を除く)の作業に集中される。當時選炭の操業状況は第十八表の示す如くで、深夜業を行ふ炭礦数は五十六、其出炭噸數全國の七十一パーセントを占めて居た。

第十八表 選炭操業状況*

(操業状況は大正十五年十月調査)
(出炭トン數は大正十四年分)

	炭 礦 數	出 炭 トン 數
晝業ノミノモノ	三四	八、八〇〇・三九五
二十時間以内ノモノ	七	二、九七五・四七七
二十時間ヲ超ユルモノ	四九	一八、六一五・六五五
計	二六〇	三〇、三九一・五三七

*「礦業労働事情ニ關スル調査」、二三頁。

この選炭の深夜業禁止實現に關しては、(1)當時晝夜二十四時間(二十四時間に亘らぬものも少からずあつた)に爲しつゝ、あつた作業を十八時間にて爲すに要する設備の擴張、(2)坑内出炭と選炭との連絡處置、(3)選炭と貨車積及鐵道輸送との關係、等の點に就て解決の見通しを必要とした。而して調査の結果炭礦の合理化と鐵道運轉の

改善の見込みが立つた範囲内で法規の改正を行ふ運びになつた。それは昭和三年の「鑛夫勞役扶助規則」改正によつて規定された第七條第二項以下である。これによれば深夜業禁止は實行されるが、しかし、二交替制に於ては「鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ……午後十一時迄就業セシムルコトヲ得」(第二項)、更に選炭作業に就ては二交替制により夜二時間の延長が認められて「午後十二時迄就業セシムルコトヲ得」るがその代り朝の方で午前六時迄一時間就業時間を遅らして埋め合せることとし(第三項)三交替制により全然の除外例を認められた(第四項)。この規定は昭和五年の施行後三年間適用を猶豫され漸く昭和八年九月一日から實施されるものである。

深部探炭(溫度攝氏三十度を越ゆる坑内の場所)に關して保護鑛夫の就業時間を八時間に制限すること、大正十五年の「鑛夫勞役扶助規則」改正によつて規定されたが、更に昭和三年の改正による坑内作業禁止の規定へ吸収されることとなつた。保護鑛夫に對し、「一日ノ就業時間ガ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩ヲ就業時間中ニ設ク」(第九條)べきこと、及び「毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ク」べきこと(第十條)は大正五年「鑛夫勞役扶助規則」の制定によつて法制化した。

17 「鑛業労働事情ニ關スル調査」、一頁。

(一九三二年三月稿、
十月加筆)